

(第1面)

産業廃棄物処理計画(変更計画)書	
令和5年5月30日	
さいたま市長 清水 勇人 殿	
提出者	
住 所 埼玉県東松山市松本町2-1-1 氏 名 伊田テクノス株式会社 代表取締役社長 檜崎 亘 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0493-22-1170	
さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の2第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画をを作成・変更したので、提出します。	
事業場の名称	伊田テクノス株式会社
事業場の所在地	埼玉県東松山市松本町2-1-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業・総合工事業・一般土木建築工事業 [0611]
②事業の規模	完成工事高 1,094,400万円(令和3年7月～令和4年6月)
③従業員数	203人(令和5年5月現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	金属くず→(破砕・切断)再生処理業者に委託→再生原料として再生利用 廃石膏ボード→(破砕)再生処理業者に委託→再生原料として再生利用 混合廃棄物→(分別)再生処理業者に委託→分別処理して再生利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙3のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 のとおり	—
	排 出 量	3 t	— t
	(これまでに実施した取組) 工事の設計時及び施工計画時で建設資材の選択、施工方法の工夫、簡易梱包等の指示をすることにより建設廃棄物の発生を抑制しています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 のとおり	—
	排 出 量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 工事の設計時及び施工計画時で建設資材の選択、施工方法の工夫、簡易梱包等の指示をすることにより建設廃棄物の発生を抑制していきます。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業所内で廃棄物毎に分別し、周辺環境に影響を及ぼさないように保管し、早期に排出しています。(廃棄物の種類は別紙2参照)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業所内で廃棄物毎に分別し、周辺環境に影響を及ぼさないように保管し、早期に排出していきます。(廃棄物の種類は別紙2参照)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 のとおり	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 のとおり	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 のとおり	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 のとおり	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 のとおり	—
	全処理委託量	3 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	3 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
<p>工事で発生した産業廃棄物は、収集運搬会社・処分会社と委託契約を結び、処理施設に持ち込み再生処理を行うことにより、再生利用率の向上を図っています。</p>			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 のとおり	—
	全処理委託量	0 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>工事で発生した産業廃棄物は、収集運搬会社・処分会社と委託契約を結び、処理施設に持ち込み再生処理を行うことにより、再生利用率の向上を図っていきます。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万 m^3 以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万 m^3 以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、市長が定める期限までに提出すること。
- 3 「変更の概要」の欄は、処理計画の内容を変更する場合に記入することとし、その記入に当たっては、変更をした部分について、変更前及び変更後の概要を対照させること。
- 4 「当該事業所において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業所において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※事務処理欄は記入しないこと。

注 様式は日本産業規格A4により作成すること。

廃棄物に関する管理組織図

令和5年5月30日現在

